

平成 24 年 5 月 18 日

ワークショップ議事録

「城下町の文化資源」

ゲストスピーカー

木下 直之 (東京大学文学部教授)

1. 講義内容

(1) はじめに

文化資源とは？

文化資源とは“文化財”とは異なり、文化や伝統とその開発・活用の意味合いが強く含まれる。文化資源は近年地方自治体(文化行政)で好んで用いられるようになった。

- 古いものにより価値を与えている

————→ 文化財(狭義)

- 現代に至る文化・風景・空気感

————→ 文化資源(広義)

- 伝承してきた遺産

————→ 宝物

文化経営学とは

「かたち」「おと」「ことば」という文化の基本要素に通じながら、単に既存の文化施設をどうマネジメントしていくかということのみならず、そもそもそれらがどのように成り立ったのかを紐解くことで、現状を分析し将来像を考える学問分野。

(2)文化資源に関わる法律の変遷

1897年に「古社寺保存法」ができ、古い社寺の宝物が保存対象となった。しかし、宝物は伝承されてきたものであって、建物自体も保存されたものの、宝物の容器と見なされがちだった。その後、1929年に「国宝保存法」ができたことにより、建物も宝物同様に「国宝」とされた。

1950年には「文化財保護法」ができ、「文化財」が法律用語として一般化した。また、阪神淡路大震災(兵庫県南部地震)により倒壊・破損した文化財のうち指定済みのものは文化財保護法により、再建・修復の対象とされた。これを機に、「指定」のほかに「登録」という制度が設けられた。

最近では、ユネスコの世界遺産条約「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(1992 批准)に自治体をあげて登録しようとする傾向も強い。

(3)文化財概念の広がり

近年の文化財登録の概念には単に美しさや歴史価値だけでなく、人間の営みが評価基準に加味される。そういった点から里山が評価の対象とされるに至った。藤原道長「御堂関白記」(国宝)を押しつけて、田川市の山本作兵衛「炭鉱記録画」が2011年にユネスコの世界記憶遺産に登録されたことは昨年の大きな話題だった。

(4)城の復権とその意義

そもそも「御城」とは、君主が存在することによってその意味があったが、なぜ現代においてもなお全国各地で「御城が」建て続けられ、存在しているのだろうか？

廃藩置県(1871)後、多くの城が廃城・城郭破却・城門開放された。大名に代わって知事が中央政府から各地に派遣された。住むべき人を失った城は、文化財に指定され保存されているものや、史跡、公園、博物館、歴史館として現在でも利用されている。

城下町の祭礼も現代的以後を持つ。東京では神田祭(神田明神)、山王祭(日枝神社)、千代田区(財団法人まちみらい千代田)による江戸天下祭の開催などがある。彦根城では「ひこにゃん」というゆるキャラを作って人気を集め、各地のゆるキャラを集めた彦根城ゆるキャラ祭りを開催した。特にゆるキャラは2000年以降「御城」というものを柔らかなサブカルチャーの意味づけで伝える目的で、全国的に広まった。大阪も城下町である。大阪では、全国にさきがけて、大阪のシンボルとして大阪城天守閣が再建された。

このように、現代においては、城は地域の祭りなどのイベント活動や、自治体の観光資源としての存在意義が大きい。大阪の街を見てみると、城下町の町割りがそのまま使われて、筋や堀(水路)が残っている。文化的にも各都市の城下町には茶の湯文化の名残で数多くの和菓子屋がある。それら一まとまりの文化資源の中心であり、町のシンボルとして現代においても城が存在する。

2. 質疑応答

Q：城下町の範囲は？

A：広範な意味では食文化や祭りなどの文化が及ぶ地域全体を指すが、町割りや堀という空間的な範囲で定義される場合もある。

その他意見

地方に帰省した際に、昔と変わらない風景があればほっとするし、そういった部分に地域のアイデンティティを感じる。城もそういう意味合いが強いのではないだろうか。

以上

議事録担当 柳澤 吉彦